

平成24年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査の結果	7
1 財務に関する事項	7
2 事務に関する事項	9
3 部局別指摘件数	10
第3 監査所見	11
1 予算執行の適正化について	11
2 収入事務の適正化について	11
3 支出事務の適正化について	12
4 契約事務の適正化について	13
5 財産管理の適正化について	13
6 事務処理の適正化について	14
7 財務事務の適正化について	14
第4 部局別の指摘事項	15
【各部局共通】	15
1 財務に関する事項	15
[収 入]	15
(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	15
[支 出]	15
(1) 消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの	15
(2) 支出負担行為が遅れていたもの	16
(3) 支払遅延により不経済支出となっていたもの	16
2 事務に関する事項	16
[防火管理体制]	16
(1) 消防法に基づく防火管理体制等が適正でなかったもの	16
【知事公室】	18
1 財務に関する事項	18
[予 算]	18
(1) 予算措置事務が遅延していたもの	18

[財産]	18
(1) 被服等の管理が適正でなかったもの	18
【総務部】	18
1 財務に関する事項	18
[収入]	18
(1) 徴収に努力を要するもの	18
[支出]	18
(1) 給与が過払いとなっていたもの	18
(2) その他事務が適正でなかったもの	19
2 事務に関する事項	19
(1) 証紙の消印規格が適正でなかったもの	19
【企画部】	19
1 財務に関する事項	19
[支出]	19
(1) 給与が過払いとなっていたもの	19
[財産]	19
(1) 切手の管理が適正でなかったもの	19
【環境生活部】	19
1 財務に関する事項	19
[支出]	19
(1) 支出負担行為がなされていなかったもの	19
[契約]	19
(1) 契約事務が適正でなかったもの	19
【福祉保健部】	20
1 財務に関する事項	20
[収入]	20
(1) 徴収に努力を要するもの	20
(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの	20
(3) その他事務が適正でなかったもの	20
[支出]	21
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	21
[契約]	21
(1) 契約事務が適正でなかったもの	21
(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの	21
(3) 契約方法について改善を要するもの	21
[財産]	21
(1) 切手の管理が適正でなかったもの	21

(2) タクシーキークーポン等の管理が適正でなかったもの	21
2 事務に関する事項	21
(1) 許可事務が適切でなかったもの	21
【農林水産部】	22
1 財務に関する事項	22
[予 算]	22
(1) 予算執行問い合わせがなされていなかったもの	22
[収 入]	22
(1) 徴収に努力を要するもの	22
(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの	22
[支 出]	22
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	22
(2) その他事務が適正でなかったもの	23
[契 約]	23
(1) 契約事務が適正でなかったもの	23
(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの	23
[財 産]	23
(1) 処分問い合わせがなされていなかったもの	23
(2) タクシーキークーポン等の管理が適正でなかったもの	23
【商工労働部】	24
1 財務に関する事項	24
[収 入]	24
(1) 徴収に努力を要するもの	24
[支 出]	24
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	24
【文化観光スポーツ部】	24
1 財務に関する事項	24
[予 算]	24
(1) 指定管理料の積算が適正でなかったもの	24
[支 出]	24
(1) 給与が過払いとなっていたもの	24
[財 産]	24
(1) 許可事務が適切でなかったもの	24
【土木建築部】	25
1 財務に関する事項	25
[収 入]	25
(1) 徴収に努力を要するもの	25

[支 出]	25
(1) 給与が過払いとなっていたもの	25
[財 産]	25
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	25
【出納事務局】	26
1 財務に関する事項	26
[財 産]	26
(1) 処分伺いがなされていなかったもの	26
【企業局】	26
1 財務に関する事項	26
[予 算]	26
(1) 予算執行伺いがなされていなかったもの	26
[契 約]	26
(1) 契約事務が適正でなかったもの	26
(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの	26
【病院事業局】	26
1 財務に関する事項	26
[予 算]	26
(1) 予算執行伺いがなされていなかったもの	26
[収 入]	26
(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	26
(2) その他事務が適正でなかったもの	27
[支 出]	27
(1) 報酬が不足払いとなっていたもの	27
[契 約]	27
(1) 予定価格調書が作成されていなかったもの	27
(2) 契約方法について改善を要するもの	27
[財 産]	27
(1) 切手の管理が適正でなかったもの	27
(2) その他事務が適正でなかったもの	27
【教育庁】	27
1 財務に関する事項	27
[収 入]	27
(1) 現金の取扱いが適正でなかったもの	27
[支 出]	28
(1) 給与が過払いとなっていたもの	28
(2) 支出負担行為がなされていなかったもの	28

[契 約]	28
(1) 契約事務が適正でなかったもの	28
[財 産]	29
(1) 許可事務が適切でなかったもの	29
2 事務に関する事項	29
(1) 個人情報の管理が適正でなかったもの	29
(2) その他事務が適正でなかったもの	29
【警察本部】	29
1 財務に関する事項	29
[収 入]	29
(1) 徴収に努力を要するもの	29
[支 出]	29
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	29
【選挙管理委員会事務局】	30
1 財務に関する事項	30
[支 出]	30
(1) 支出負担行為がなされていなかったもの	30

<工事に関する事項>

第1 監査の概要	31
1 監査対象	31
2 監査期間	31
3 監査の方法及び着眼点	31
4 監査の実施状況	31
第2 監査の結果及び所見	33
1 特記仕様書について	33
2 施工計画書について	33
3 設計変更について	33
4 設計変更手続が適正でなかったもの	34
5 工事監理に改善を要するもの	34
6 安全管理に改善を必要とするもの	34
7 施設の改修が必要なもの	34

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要是次のとおりである。

1 監査対象年度

平成24年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

また、必要に応じて関係人調査を行った。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (ア) 未収金の債権管理について
- (イ) 需用費の執行について
- (ウ) 沖縄振興特別推進交付金事業について
- (エ) 工事監査について

イ 事務に関する事項

- (ア) 防火管理体制について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	7	7	7	0
総 務 部	17	17	17	0
企 画 部	8	8	8	0
環 境 生 活 部	14	14	14	0
福 祉 保 健 部	22	22	22	0
農 林 水 産 部	45	45	45	0
商 工 労 働 部	12	12	12	0
文化観光スポーツ部	6	6	6	0
土 木 建 築 部	24	24	24	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	8	8	6	2
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	94	94	56	38
警 察 本 部	45	45	37	8
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合 计	319	319	271	48

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成25年1月15日から同年8月27日までの間で実施した。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室	本庁各課	平成25年6月20～21日 〃7月29日	本庁各課	平成25年6月11～14日 〃7月24日
	消防学校	〃3月6日 〃4月16日		〃4月17～18日 〃5月24日
総務部	本庁各課	平成25年6月18～19日 〃7月24日	福祉保健部	〃3月14～15日 〃4月17日
	宮古事務所各課	〃5月7～8日 〃6月24日		〃2月21～22日 〃4月15日
	八重山事務所各課	〃5月21～22日 〃6月6日		〃1月31日～2月1日 〃2月14日
	東京事務所	〃2月21～22日 〃3月14日		〃5月9～10日 〃6月4日
	自治研修所	〃3月5日 〃4月25日		〃5月21～22日 〃6月10日
	名護県税事務所	〃4月16日 〃5月14日		〃5月14日 〃6月20日
	コザ県税事務所	〃4月25日 〃5月27日		〃3月1日 〃4月15日
	那覇県税事務所	〃5月16日 〃6月18日		〃3月8日 〃4月16日
	自動車税事務所	〃6月7日 〃7月31日		〃4月24～25日 〃5月9日
企画部	本庁各課	平成25年7月23～26日 〃8月2日	農林水産部	〃4月26日 〃5月27日
環境生活部	本庁各課	平成25年6月4～7日 〃8月1日		〃3月12日 〃4月24日
	衛生環境研究所	〃3月13日 〃4月18日		〃3月6日 〃4月24日
	動物愛護管理センター	〃3月14日 〃4月18日		平成25年7月23～26日 〃8月2日
	県民生活センター	〃3月12日 〃4月25日		〃2月26日～3月1日 〃3月21日
	計量検定所	〃4月19日 〃5月23日		〃5月7～10日 〃6月4日
	中央食肉衛生検査所	〃3月13日 〃4月30日		〃5月21～24日 〃6月10日
	北部食肉衛生検査所	〃2月26日 〃3月21日		〃3月7日 〃4月23日
	平和祈念資料館	〃2月19日、5月22日 〃4月15日		〃3月13日 〃4月17日
				〃3月15日 〃4月17日
				〃4月18日 〃5月23日
				〃4月19日 〃5月24日
				〃4月26日 〃5月9日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
家畜衛生試験場	平成25年4月26日 " 5月10日	本庁各課 北部土木事務所 中部土木事務所 南部土木事務所 宮古土木事務所 八重山土木事務所 下地島空港管理事務所 沖縄県ダム事務所 下水道管理事務所 下水道建設事務所 <新石垣空港建設事務所>	平成25年7月16~19日 " 8月6日 " 4月16~17日 " 5月14日 " 5月30~31日 " 6月14日 " 5月28~29日 " 6月14日 " 5月9~10日 " 6月24日 " 5月23~24日 " 6月6日 " 5月8日 " 6月5日 " 4月16~17日 " 5月9日 " 4月23~24日 " 5月10日 " 4月23日 " 5月8日 " 5月23~24日 " 6月6日
家畜改良センター	" 2月28日 " 3月19日		
中部農林土木事務所	" 5月14~15日 " 6月20日		
南部農林土木事務所	" 4月23~24日 " 5月8日		
南部林業事務所	" 3月14日 " 4月17日		
<水産業改良普及センター>	" 3月12日 " 4月30日		
栽培漁業センター	" 4月19日 " 5月29日		
海洋深層水研究所	" 2月8日 " 3月25日		
畜産研究センター	" 2月27日 " 3月22日		
農業研究センター	" 4月25日 " 5月9日		
農業研究センター 名護支所	" 4月18日 " 5月29日		
農業研究センター 宮古島支所	" 5月7日 " 6月25日		平成25年7月9日 " 8月7日
農業研究センター 石垣支所	" 5月23日 " 6月7日	企業局 本庁各課 久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所 水質管理事務所	平成25年6月4~6日 " 7月29日
森林資源研究センター	" 1月30日 " 2月22日		" 3月1日 " 4月22日
水産海洋技術センター	" 3月6日 " 4月30日		" 2月19日 " 3月15日
水産海洋技術センター 石垣支所	" 5月24日 " 6月11日		" 2月20日 " 3月15日
本庁各課	平成25年7月16~19日 " 8月6日		
大阪事務所	" 2月21~22日 " 3月15日	病院事業局 県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・ こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院	" 6月4~7日 " 7月17日
具志川職業能力開発校	" 3月5日 " 4月16日		" 6月11~13日 " 7月17日
浦添職業能力開発校	" 3月5日 " 4月16日		" 6月18~21日 " 7月19日
工業技術センター	" 3月15日 " 4月16日		" 6月18~20日 " 7月5日
本庁各課	平成25年7月30~31日 " 8月16日		" 6月11~13日 " 7月4日
芸術大学	" 5月15日 " 6月18日		" 6月24~25日 " 7月19日
博物館・美術館	" 2月20日 " 3月22日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
教育 庁	本庁各課 平成25年7月30日～8月2日 〃8月16日	豊見城南高等学校 平成25年1月16日 〃2月18日	
	国頭教育事務所 〃2月26～27日 〃3月22日	南風原高等学校 〃1月16日 〃2月7日	
	中頭教育事務所 〃2月7～8日 〃3月18日	向陽高等学校 〃2月6日 〃3月18日	
	那覇教育事務所 〃1月30～31日 〃2月21日	知念高等学校 〃1月25日 〃2月19日	
	島尻教育事務所 〃1月22～23日 〃2月18日	糸満高等学校 〃1月17日 〃2月12日	
	宮古教育事務所 〃2月14～15日 〃3月12日	久米島高等学校 〃2月7日 〃3月25日	
	八重山教育事務所 〃2月13～14日 〃3月26日	八重山高等学校 〃2月13日 〃3月25日	
	総合教育センター 〃1月29～30日 〃2月15日	中部農林高等学校 〃1月17日 〃2月8日	
	県立図書館 〃2月20日 〃3月22日	八重山農林高等学校 〃2月15日 〃3月21日	
	埋蔵文化財センター 〃2月12日 〃3月18日	美里工業高等学校 〃1月23日 〃2月15日	
	本部高等学校 〃1月29日 〃2月13日	那覇工業高等学校 〃2月7日 〃3月19日	
	前原高等学校 〃2月6日 〃3月28日	南部工業高等学校 〃1月24日 〃2月18日	
	美里高等学校 〃2月6日 〃3月19日	八重山商工高等学校 〃2月14日 〃3月25日	
	コザ高等学校 〃1月15日 〃2月6日	那覇商業高等学校 〃1月23日 〃2月7日	
	北谷高等学校 〃1月16日 〃2月6日	沖縄水産高等学校 〃2月1日 〃3月18日	
	北中城高等学校 〃1月25日 〃2月6日	宮古総合実業高等学校 〃2月13日 〃3月11日	
	宜野湾高等学校 〃2月8日 〃3月27日	泊高等学校 〃1月24日 〃2月14日	
	西原高等学校 〃1月22日 〃2月6日	沖縄盲学校 〃2月12日 〃3月18日	
	浦添高等学校 〃1月22日 〃2月7日	沖縄ろう学校 〃2月1日 〃3月18日	
	那覇国際高等学校 〃2月5日 〃3月19日	名護特別支援学校 〃1月31日 〃2月22日	
	開邦高等学校 〃1月17日 〃2月12日	美咲特別支援学校 〃2月5日 〃3月19日	
	那覇高等学校 〃1月24日 〃2月7日	大平特別支援学校 〃1月25日 〃2月21日	
	那覇西高等学校 〃1月15日 〃2月18日	鏡が丘特別支援学校 〃2月5日 〃3月27日	
	豊見城高等学校 〃1月29日 〃2月19日	沖縄高等特別支援学校 〃1月15日 〃2月8日	

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
警察本部	本部各課 平成25年6月25～28日 " 7月23日	議会事務局	平成25年8月1～2日 " 8月27日
	警察学校 " 2月19日 " 3月28日	監査委員事務局	平成25年7月12日
	那覇警察署 " 3月8日 " 4月15日	人事委員会事務局	平成25年7月10日 " 8月7日
	浦添警察署 " 3月8日 " 4月23日	労働委員会事務局	平成25年7月12日 " 8月27日
	宜野湾警察署 " 3月7日 " 4月16日	選挙管理委員会事務局	平成25年7月26日 " 8月2日
	嘉手納警察署 " 3月7日 " 4月22日	海区漁業調整委員会事務局	平成25年7月25日 " 8月2日
	宮古島警察署 " 2月12日 " 3月11日	内水面漁場管理委員会事務局	平成25年7月25日 " 8月2日
	八重山警察署 " 2月15日 " 3月21日	収用委員会事務局	平成25年7月16日 " 8月6日

- 注：1 監査対象機関は平成25年4月1日現在で表記している。ただし、廃止・統合した機関は<>書きで表記している。以下同じ。
- 2 監査実施期日欄の日付けが二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成25年8月9日から同月26日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所
教育庁	辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 与勝高等学校 与勝緑が丘中学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 具志川高等学校 球陽高等学校 普天間高等学校 陽明高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 真和志高等学校 小禄高等学校 宮古高等学校 伊良部高等学校 北部農林高等学校 南部農林高等学校 美来工科高等学校 浦添工業高等学校 沖縄工業高等学校 宮古工業高等学校 名護商工高等学校 具志川商業高等学校 中部商業高等学校 浦添商業高等学校 南部商業高等学校 島尻特別支援学校 西崎特別支援学校 宮古特別支援学校 八重山特別支援学校 泡瀬特別支援学校 桜野特別支援学校 那覇特別支援学校 森川特別支援学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等はおおむね適正に処理されていたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数	対 象 機 関
予算執行伺いがなされていなかったもの	3	南部農業改良普及センター 北谷浄水管理事務所 北部病院（3機関）
予算措置事務が遅延していたもの	1	交流推進課（1機関）
指定管理料の積算が適正でなかったもの	1	観光振興課（1機関）
計	5	（5機関）

(2) 収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数	対 象 機 関
徴収に努力を要するもの	19	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那霸県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 管財課 福祉・援護課 青少年・児童家庭課 障害保健福祉課 医務課 北部福祉保健所 中部福祉保健所 南部福祉保健所 宮古福祉保健所 八重山福祉保健所 コザ児童相談所 中央児童相談所 農政経済課 森林緑地課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 交通指導課 (26機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院（7機関）
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	障害保健福祉課 北部農林水産振興センター農業水産整備課及び森林整備保全課 八重山農林水産振興センター農林水産整備課 産業政策課 北部土木事務所 交通企画課（7機関）
現金の取扱いが適正でなかったもの	5	中部福祉保健所 農業研究センター 農業大学校 宮古総合実業高等学校 美咲特別支援学校（5機関）
その他事務が適正でなかったもの	2	女性相談所 中部病院（2機関）
計	28	（47機関）

(3) 支出に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数	対 象 機 関
給与が過不足払いとなっていたもの	24	自治研修所 東京事務所 企画調整課 若夏学院 中央児童相談所 水産課 南部農林土木事務所 ものづくり振興課 文化振興課 技術管理課 南部土木事務所 国頭教育事務所 中頭教育事務所 那覇教育事務所 北谷高等学校 沖縄盲学校 那覇高等学校 警備第二課 刑事企画課 警察学校 宮古島警察署 (21機関)
消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの (各部局共通)	1	自動車税事務所 環境整備課 <中央保健所> 看護大学 園芸振興課 北部農林水産振興センター農業水産整備課 南部林業事務所 中央卸売市場 情報産業振興課 南部土木事務所 宮古土木事務所 本部高等学校 那覇商業高等学校 宮古総合実業高等学校 北部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 宜野湾警察署 (20機関)
支出負担行為が遅れていたもの (各部局共通)	1	地域・離島課 衛生環境研究所 福祉保健企画課 産業政策課 國際物流推進課 県立学校教育課 義務教育課 文化財課 県立図書館 (9機関)
支払遅延により不経済支出となっていたもの (各部局共通)	1	中央児童相談所 家畜衛生試験場 八重山土木事務所 島尻教育事務所 泡瀬特別支援学校 南部医療センター・こども医療センター 名護警察署 (7機関)
支出負担行為がなされていなかったもの	5	衛生環境研究所 宜野湾高等学校 那覇工業高等学校 鏡が丘特別支援学校 選挙管理委員会事務局 (5機関)
報酬が不足払いとなっていたもの	1	中部病院 (1機関)
その他事務が適正でなかったもの	2	自動車税事務所 中央卸売市場 (2機関)
計	35	(65機関)

(4) 契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数	対 象 機 関
契約事務が適正でなかったもの	7	環境整備課 高齢者福祉介護課 宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課 水質管理事務所 久志浄水管理事務所 八重山農林高等学校 美咲特別支援学校 (7機関)
予定価格調書が作成されていなかったもの	4	高齢者福祉介護課 八重山農林水産振興センター農林水産整備課 水質管理事務所 北部病院 (4機関)
契約方法について改善を要するもの	2	南部福祉保健所 宮古病院 (2機関)
計	13	(13機関)

(5) 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数	対 象 機 関
切手の管理が適正でなかつたもの	5	科学技術振興課 南部福祉保健所 若夏学院 中部病院 宮古病院（5機関）
許可事務が適切でなかつたもの	3	観光振興課 芸術大学 八重山商工高等学校（3機関）
処分伺いがなされていなかつたもの	2	中部農業改良普及センター 物品管理課（2機関）
被服等の管理が適正でなかつたもの	1	消防学校（1機関）
タクシーケーポン等の管理が適正でなかつたもの	2	中央児童相談所 水産課（2機関）
財産の管理が適正でなかつたもの	1	下水道管理事務所（1機関）
その他事務が適正でなかつたもの	1	精和病院（1機関）
計	15	（15機関）

2 事務に関する事項

指 摘 の 内 容	件 数	対 象 機 関
消防法に基づく防火管理体制等が適正でなかつたもの (各部局共通)	1	自治研修所 動物愛護管理センター 平和祈念資料館八重山平和祈念館 身体障害者更生相談所 総合精神保健福祉センター 中部福祉保健所 八重山福祉保健所 コザ児童相談所 畜産研究センター 水産海洋技術センター石垣支所 南部農業改良普及センター <水産業改良普及センター> 芸術大学 沖縄県ダム事務所 島尻教育事務所 北谷高等学校 豊見城南高等学校 沖縄ろう学校 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 運転免許課 機動隊 警察学校（23機関）
証紙の消印規格が適正でなかつたもの	1	総務私学課（1機関）
許可事務が適切でなかつたもの	1	中部福祉保健所（1機関）
個人情報の管理が適正でなかつたもの	1	那霸教育事務所（1機関）
その他事務が適正でなかつたもの	1	沖縄水産高等学校（1機関）
計	5	（27機関）

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部局名	財務監査事項						事務監査事項	合計		増減
	予算	収入	支出	契約	財産	計		H24	H23	
知事公室	1				1	2		2	3	△1
総務部		3	3			6	1	7	7	0
企画部			1		1	2		2	0	2
環境生活部			1	1		2		2	2	0
福祉保健部		9	2	3	3	17	1	18	14	4
農林水産部	1	5	5	2	2	15		15	18	△3
商工労働部		3	1			4		4	5	△1
文化観光スポーツ部	1		1		2	4		4	2	2
土木建築部		2	2		1	5		5	3	2
出納事務局					1	1		1	0	1
企業局	1			3		4		4	0	4
病院事業局	1	2	1	2	3	9		9	20	△11
議会事務局								0	0	0
教育庁		2	10	2	1	15	2	17	12	5
警察本部		1	4			5		5	5	0
選挙管理委員会事務局			1			1		1	0	1
その他の行政委員会事務局								0	0	0
共通		1	3			4	1	5	3	2
計	H24	5	28	35	13	15	96	5	101	
	H23	3	21	48	14	3	89	5	94	
増減	2	7	△13	△1	12	7	0		7	

第3 監査所見

平成24年度は、監査の結果として、未収金の徴収に努力を要するもの、消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの、防火管理体制等が適正でなかったもの、予算執行において不経済な支出となっていたもの、給与が過不足払いとなっていたもの、契約事務が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部チェック体制の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 予算執行の適正化について

予算執行問い合わせがなされていないもの、予算措置の遅延により緊急の流用手続を行っているもの、指定管理料の積算が適正でないものがあった。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理していただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は47億8,516万円で、前年度より12.6%減少しているものの、特別会計の収入未済額は87億8,855万円で、前年度より1.1%増加している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は19億1,909万円で、前年度より1.5%減少している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題である。

これまで未収金対策として、督促や催告の充実強化、クレジット収納など納税機会の拡充、強制執行等の法的措置などによる取組みが行われてきた。

しかしながら、依然として多額なことから、引き続き、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、商法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

(2) 現金の取扱い等

出納員でない職員が現金を収納し、又は保管しているもの、収納金の指定金融機関への払込みが遅延しているもの、会計管理者の承認なしに領収書の交付を省略しているものなどがあった。

現金の取扱いについては、地方自治法、財務規則等の規定に則り厳格に行う必要がある。

また、証紙収納に係る事務については、消印が押されていないもの、消印が不明瞭なもの、収入印紙が貼付されたものを受理しているものなどがあった。

申請書類や消印記録等を十分に確認し、証紙条例施行規則等に基づき的確に処理していただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが多数あった（過払い額2,579,831円、不足払い額440,201円）。

特に、勤勉手当において、算定の対象となる期間内に勤務した日がないのに支給しているものや休職等による除算期間を誤っているものが多く見られた。

また、扶養手当において、扶養の事実を確認しておらず、支給要件が欠けているにもかかわらず支給し続けているものなどがあった。

これらのことが発生した原因としては、担当職員の給与事務の習熟不足に起因するもののほか、認定や事後確認の段階における管理職員等のチェックミス、支給要件の変更による職員からの届出がなされていないことなどが考えられる。

給与事務については、研修等により事務能力の向上を図り、全庁的に事後確認を行うシステムを構築するとともに、チェックリストを作成し、指導監督を徹底する必要がある。

また、全職員へ扶養手当などの諸手当の支給要件や変更届出について、一層の周知を図るとともに、既に認定されている諸手当についても、適正なものであるかどうか、定期的に検証していただきたい。

(2) その他の支出事務

消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でないもの、電気料金を期限内に支払わなかつたことから遅収加算額が不経済な支出となっているもの、支出負担行為がなされていないものなどがあった。

また、本来委託業務として行う内容について別の経費で支出しているものは、職員の意識改革を徹底するとともに、内部チェック体制の検証が不可欠である。

支出事務については、関係法令を遵守し、複数職員によるチェック体制の強化や情報の共有化を図るとともに、出納機関との連携を密にし、支出事務の適正化に向けた指導監督を徹底していただきたい。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書が作成されていないもの、執行予定額を上回る金額で予定価格を設定しているもの、変更契約がなされていないものなどがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するもののが多かった。そのため、研修の充実を図るとともに、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努める必要がある。

設計委託業務の成果を用いて工事を行うにもかかわらず、委託業務の完了検査前に工事に係る執行伺いを行っているものがあった。組織内での事務処理の進行管理を徹底し、適正な事務執行の確立に努める必要がある。

また、一括して競争入札に付すべきところ分割して随意契約を締結しているものや財務規則に定める額を超えており競争入札に付すべきであるが随意契約を締結しているものについては、競争性を発揮できる事務処理に留意していただきたい。

5 財産管理の適正化について

物品の処分に際して処分伺いがなされていないもの、財産の使用許可手続が適切でないもの、財産台帳への登録が漏れているものがあった。

また、被服等貸与整理簿や切手受払簿が作成されていないもの、切手受払簿やタクシーケーポン受払簿において記録された残枚数と実際の枚数に相違のあるものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、適正な管理に努める必要がある。

切手の管理において適切でない払出しをしているものについては、服務規律の徹底を図り、再発防止に努めていただきたい。

6 事務処理の適正化について

(1) 消防法に基づく防火管理体制

消防法に基づき防火管理者の選任が必要であるにもかかわらず、その選任がなされず、消火訓練等を実施していない機関があった。

防火管理者は、消防計画を作成し、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施するとともに、消防用設備等を点検整備するなどの重要な責務がある。

消防法令の理解と遵守に努めるとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

(2) その他の事務処理

職員募集における個人情報の管理が適正でないもの、食品衛生法に基づく許可事務が適切でないもの、旅行命令簿が作成されていないものがあった。

適正な事務処理が行われるよう、改めて制度や関係法令の周知を図っていただきたい。

7 財務事務の適正化について

今回の監査では、予算執行伺いや物品の処分伺い、支出負担行為など財務規則に定める基本的手続がなされていないものが散見された。これらの手続は、県内部の意思決定手続として経費の必要性、内容等について審査を行うものであるが、これを確認することなく、その後、支出、処分などが行われている。

今一度、それぞれの審査・決裁において、各自がその職責を自覚し役割を果たすとともに、事務の遺漏のないよう指導を強化していただきたい。

また、平成24年度から導入された沖縄振興特別推進交付金事業については、一部について改善を要する事項があったことから、地方自治法を始めとする関係法令、要綱、関係文書等を十分確認の上、適正な事業の執行に努めていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

証紙収納に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 消印が押されていないもの

- ・ 商工労働部（産業政策課）
- ・ 土木建築部（北部土木事務所）

イ 消印が不明瞭なもの

- ・ 土木建築部（北部土木事務所）
- ・ 警察本部（交通企画課）

ウ 証紙ではなく収入印紙が貼付されたもの

- ・ 福祉保健部（障害保健福祉課）

エ 証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書や願書を受理したときに消印を押さなければならないが、消印の日付けが受理した日より前後しているもの

- ・ 農林水産部（北部農林水産振興センター森林整備保全課、八重山農林水産振興センター農林水産整備課）
- ・ 商工労働部（産業政策課）
- ・ 土木建築部（北部土木事務所）
- ・ 警察本部（交通企画課）

オ 施設使用前に証紙により納付させなければならない使用料を、施設使用後に納めさせていたもの

- ・ 農林水産部（北部農林水産振興センター農業水産整備課）

[支 出]

(1) 消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの

消耗品等の購入に当たり、検査体制が適切でないものが次のとおりあった。

ア 代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成されていないもの

- ・ 総務部（自動車税事務所）
- ・ 農林水産部（園芸振興課）
- ・ 商工労働部（情報産業振興課）
- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）
- ・ 警察本部（宜野湾警察署）

イ 代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認をする検査員は、予算執行伺いをした職員以外の職員でなければならないが、同一人であるもの

- 農林水産部（北部農林水産振興センター農業水産整備課）

ウ 検査調書に検査を実施したと記載されている検査日に、検査員が休暇を取得していたもの

- 環境生活部（環境整備課）
- 福祉保健部（中央保健所）、看護大学
- 農林水産部（中央卸売市場、南部林業事務所）
- 土木建築部（南部土木事務所、宮古土木事務所）
- 教育庁（本部高等学校、那覇商業高等学校、宮古総合実業高等学校）
- 病院事業局（北部病院、宮古病院、八重山病院、精和病院）

(2) 支出負担行為が遅れていたもの

補助金の交付決定をするとき、委託料の契約を締結するとき、又は貸付金の貸付決定をするときは支出負担行為をする必要があるが、遅れていたものが次のとおりあった。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 企画部（地域・離島課） | 約7か月遅れ |
| 環境生活部（衛生環境研究所） | 約6～9か月遅れ |
| 福祉保健部（福祉保健企画課） | 約4か月遅れ |
| 商工労働部（産業政策課、国際物流推進課） | 約3か月遅れ |
| 教育庁（県立学校教育課、義務教育課、文化財課、県立図書館） | 約3～7か月遅れ |

(3) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

支払期限を過ぎて電気料金等を支払ったため、遅収加算額や延滞利息が生じ、不経済な支出となっていたものが次のとおりあった。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 福祉保健部（中央児童相談所） | 1,451円) |
| 農林水産部（家畜衛生試験場） | 9,626円) |
| 土木建築部（八重山土木事務所） | 32,986円) |
| 教育庁（島尻教育事務所） | 2,611円、泡瀬特別支援学校 |
| 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター） | 22,392円) |
| 警察本部（名護警察署） | 1,149円) |
| | 37,493円) |

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制等が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制等が適正でないものが次のとおりあった。

ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を定め、届出をしなければならないが、なされていないもの

- 環境生活部（平和祈念資料館八重山平和祈念館）
- 福祉保健部（身体障害者更生相談所）
- 農林水産部（畜産研究センター、水産海洋技術センター石垣支所、南部農業改良普及センター、〈水産業改良普及センター〉）
- 教育庁（島尻教育事務所）

- ・ 警察本部（警察学校）

イ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練（年1回）を実施しなければならないが、実施していないもの

- ・ 環境生活部（動物愛護管理センター、平和祈念資料館八重山平和祈念館）
- ・ 福祉保健部（中部福祉保健所、八重山福祉保健所、身体障害者更生相談所）
- ・ 農林水産部（畜産研究センター、水産海洋技術センター石垣支所、南部農業改良普及センター、〈水産業改良普及センター〉）
- ・ 文化観光スポーツ部（芸術大学）
- ・ 土木建築部（沖縄県ダム事務所）
- ・ 教育庁（島尻教育事務所、北谷高等学校、豊見城南高等学校）
- ・ 警察本部（運転免許課、機動隊、警察学校）

ウ 病院や社会福祉施設等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回も実施していないもの

- ・ 病院事業局（宮古病院）

エ 病院や社会福祉施設等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回しか実施していないもの

- ・ 総務部（自治研修所）
- ・ 福祉保健部（総合精神保健福祉センター）
- ・ 教育庁（沖縄ろう学校）
- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

オ 消防用設備等の機器点検は6月ごとに実施する必要があるが、2回目の機器点検が実施されていなかったもの

- ・ 福祉保健部（コザ児童相談所）

【知事公室】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算措置事務が遅延していたもの

農業移住者等に係る債務保証業務等の終了に伴う農林水産省への返還金支払については、予算措置すべき時期にその措置を怠り、緊急の流用手続をとって返還を行っていた。
(交流推進課)

[財 産]

(1) 被服等の管理が適正でなかったもの

消防関係業務に従事する者に対して被服等を貸与しているが、被服等貸与整理簿が作成されていなかった。
(消防学校)

【総 務 部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

ア 県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成24年度	97,641,297,698	94,496,653,552	490,418,248	2,834,393,760	96.8
平成23年度	94,226,704,376	90,672,307,089	316,166,013	3,425,749,165	96.2
対前年度比	103.6	104.2	155.1	82.7	-

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
イ 土地貸付料	73,545,753円	9.2%	△0.5% (管財課)
ウ 所有者不明土地 貸付料	9,279,443円	32.8%	8.2% (管財課)

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

ア 扶養手当の支給に当たって、同居していた両親と別居したことに伴い、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で92,125円の過払いとなっていた。
(自治研修所)

イ 単身赴任手当の支給に当たって、認定した後に誤りに気づき認定を取り消したが、返納手続がなされておらず、272,000円の過払いとなっていた。
(東京事務所)

(2) その他事務が適正でなかったもの

1 件3万円以上の消耗品の購入に当たって、見積書を徴する必要があるが、徴していないかった。
(自動車税事務所)

2 事務に関する事項

(1) 証紙の消印規格が適正でなかったもの

登録免許税に係る証明願等の手続において、願書等に貼付されている証紙の消印が、証紙条例施行規則に定める規格となっていなかった。
(総務私学課)

【企画部】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で675,649円の過払いとなっていた。
(企画調整課)

[財 産]

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

3 件600円分の切手が誤って払い出され、職員の私用に使われていた。
(科学技術振興課)

【環境生活部】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 支出負担行為がなされていなかったもの

検査試薬等消耗品の購入に当たって、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後に行っていた。
(衛生環境研究所)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

システム構築事業の委託契約において、増額変更契約に係る契約保証金を、契約締結時に受領していなかった。

その後、減額変更契約を行う際に、減額変更に伴う契約保証金と増額変更に伴う未受領保証金との差額を納付させていた。
(環境整備課)

【福祉保健部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	277,818,032円	61.8%	△4.9%
違約金及び延納利息	2,600,935円	70.3%	△34.4%
		(青少年・児童家庭課、各福祉保健所)	
イ 生活保護費返還金	116,486,730円	53.6%	△5.3%
		(福祉・援護課、各福祉保健所)	
ウ 児童扶養手当返還金	114,818,768円	98.8%	2.2%
		(青少年・児童家庭課)	
エ 児童福祉施設負担金	31,547,560円	68.8%	△6.7%
		(青少年・児童家庭課、各児童相談所、各福祉保健所)	
オ 心身障害者扶養 共済事業費負担金	19,027,730円	73.0%	3.2%
		(障害保健福祉課)	
カ 看護師等修学資金 貸付金元利収入	10,044,732円	52.1%	7.1%
		(医務課)	
キ 介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入	1,917,000円	81.3%	8.2%
		(福祉・援護課)	

(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの

出納員及び金銭分任出納員以外の職員が現金の取扱いを行っていた。

(中部福祉保健所)

(3) その他事務が適正でなかったもの

携帯電話会社をA社からB社へ変更する際、解約手数料として発生する25,000円について、B社の携帯電話取扱代理店が負担するとの申し出があり、本来、県が収納すべきでないにもかかわらず、資金前渡口座へ振り込ませていた。

(女性相談所)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、再任用職員の退職前の勤務期間を在職期間に含めなかっただため、期末手当と勤勉手当の合計で119,017円の不足払いとなっていた。
(若夏学院)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業に入ったことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、73,256円の過払いとなっていた。

(中央児童相談所)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

介護実習等の業務委託において、契約締結後に国庫補助金の減額内示があったが、変更契約を行わないまま、委託金額を減額し支払っていた。(高齢者福祉介護課)

(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの

介護職員等処遇改善等特例交付金の支払い事務等に関する委託契約（執行予定額1,632,000円）において、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。
(高齢者福祉介護課)

(3) 契約方法について改善を要するもの

長期継続契約による公用車の賃貸借契約（執行予定額814,275円）について、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。
(南部福祉保健所)

[財 産]

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

ア 切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が238枚、合計18,540円分多く、管理が適正に行われていなかった。
(南部福祉保健所)

イ 切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が274枚、合計21,920円分多く、管理が適正に行われていなかった。
(若夏学院)

(2) タクシーケーポン等の管理が適正でなかったもの

タクシーケーポンについて、受払簿の残枚数より実際の残枚数が22枚、合計1,920円分少なく、管理が適正に行われていなかった。
(中央児童相談所)

2 事務に関する事項

(1) 許可事務が適切でなかったもの

食品衛生法に基づく食品営業許可手続において、営業許可の継続申請から処分がなされるまでに期間を要したため、有効期限が切れてから許可を与えていた。

(中部福祉保健所)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算執行伺いがなされていなかったもの

農業経営管理支援対策実践研究会に係る負担金について、予算を執行しようとするとときは予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。

(南部農業改良普及センター)

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事　　項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金	貸付金元利収入	481,340,272円	△4.7%
	違約金及び延納利息	83,209,725円	0%
			(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金	貸付金元利収入	60,119,269円	△9.4%
	違約金及び延納利息	2,015,902円	△3.1%
			(水産課)
ウ 林業改善資金	貸付金元利収入	47,086,000円	△2.5%
	違約金及び延納利息	238,528円	0%
			(森林緑地課)

(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの

ア 出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならない。しかし、平成24年12月28日から平成25年3月10日までの現金収納分567,159円が、平成25年3月11日に金融機関に払い込まれていた。

(農業研究センター)

イ 県等主催イベントに出店して生産物を販売しているが、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。

(農業大学校)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、55,516円の過払いとなっていた。

(水産課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、職員Aについては基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、67,392円の過払いとなっていた。

また、職員Bについては、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、41,247円の過払いとなっていた。
(南部農林土木事務所)

ウ 通勤手当の支給に当たって、給与システムへ誤った金額を入力したため、79,240円の不足払いとなっていた。
(南部農林土木事務所)

(2) その他事務が適正でなかったもの

ネズミ駆除資材（193,200円）について、平成24年9月13日に消耗品費として予算執行伺いを行い、10月6日納品となっていたが、実際には同年4月13日以降、10数回にわたるネズミ駆除業務に係る費用であった。

本来、委託業務として行うべき内容について、消耗品を購入したように処理していた。
(中央卸売市場)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

動物用焼却炉補修工事において、予定価格調書の金額（1,470,000円）が予算執行伺いの執行予定額（1,323,000円）を上回っていた。
(宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課)

(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの

警備委託業務契約（執行予定額1,310,400円）について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

[財産]

(1) 処分伺いがなされていなかったもの

物品を処分する場合は物品処分伺いをする必要があるが、導電率計測装置等10件569,688円を処分する際の物品処分伺いがなされていなかった。

(中部農業改良普及センター)

(2) タクシーキーポン等の管理が適正でなかったもの

タクシーチケット使用料（執行額179,460円）の受払簿を紛失していた。

(水産課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事　　項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	7, 643, 959, 185円	94. 8%	1. 8%
違約金及び延納利息	57, 576, 281円	98. 5%	△2. 1%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	45, 049, 000円	20. 2%	14. 3%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
使用料相当損害金等	37, 771, 636円	96. 3%	0%
			(企業立地推進課)

[支 出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時の任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかつたため、期末手当と勤勉手当の合計で180, 790円の不足払いとなっていた。

(ものづくり振興課)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 指定管理料の積算が適正でなかったもの

県有施設内で指定管理者が自動販売機を設置して収入を得る場合には、その収入を指定管理料に反映させなければならないが、反映させていなかった。

(観光振興課)

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

管理職手当の支給に当たって、月の初日から末日までの期間に1日も勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、66, 400円の過払いとなっていた。

(文化振興課)

[財 産]

(1) 許可事務が適切でなかったもの

ア 県有施設内に公衆電話機を設置する許可是県が行わなければならないが、指定

管理者が行っていた。

(観光振興課)

イ 学内食堂の建物使用に伴い発生する光熱水費について、実費負担とする許可条件を付さないまま、負担額を徴収していた。
(芸術大学)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	693,914,953円	12.5%	△2.5% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	28,081,154円	8.7%	9.6% (住宅課)

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、育児短時間勤務職員の期間率の算定を誤ったため、91,074円の過払いとなっていた。
(技術管理課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、112,088円の過払いとなっていた。
(南部土木事務所)

【財 産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

旧スクラバー用水取水地跡地（普通財産）は、平成22年12月に道路指定地とそれ以外の土地に分筆、登記を行ったが、公有財産台帳において、新たに生じた地番の土地の登載及び分筆された土地の面積減の調整がされていなかった。

(下水道管理事務所)

【出納事務局】

1 財務に関する事項

[財産]

(1) 処分伺いがなされていなかったもの

不用紙類の売払いに当たっては、処分伺いを行う必要があるが、請負業者の準備期間として年間契約の対象から除いた年度初めの5日間については、処分伺いがなされていなかった。
(物品管理課)

【企業局】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 予算執行伺いがなされていなかったもの

公用車の修繕について、予算を執行しようとするときは予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。
(北谷浄水管理事務所)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 導水管移設等工事契約にあたり、設計委託業務の成果を用いて工事を行うべきであるにもかかわらず、委託業務の完了検査（平成24年10月5日）前に工事に係る執行伺い（平成24年8月24日）を行っていた。
(久志浄水管理事務所)

イ データ管理システム保守点検業務委託契約（執行予定額1,134,000円）について、年度開始前準備行為を行うことのできる契約に該当しないにもかかわらず、年度開始前に予算執行手続を行っていた。
(水質管理事務所)

(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの

機器保守点検業務委託契約（執行予定額1,585,500円）について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。
(水質管理事務所)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 予算執行伺いがなされていなかったもの

白衣等の賃借及び洗濯補修業務及び給食業務請負契約について、予算を執行しようとするときは予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。
(北部病院)

[収入]

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成24年度末における医業未収金（個人負担分）は1,919,086,104円となっており、前年度末より28,687,940円（1.5%）減少しているが、依然として多額である。
(県立病院課、各県立病院)

(2) その他事務が適正でなかったもの

津堅診療所においては、未収金の整理に当たって、未収金整理簿を作成する必要があるが、作成されていなかった。 (中部病院)

[支 出]

(1) 報酬が不足払いとなっていたもの

嘱託研修医師の夜間勤務に伴う報酬80,000円が支給されていなかった。

(中部病院)

[契 約]

(1) 予定価格調書が作成されていなかったもの

酸素供給装置の保守点検等業務委託契約（執行予定額16,178,220円）について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。 (北部病院)

(2) 契約方法について改善を要するもの

同一敷地内にある医師住宅3部屋の修繕工事について一括して競争入札に付すべきところ、同一期間にそれぞれ別々に随意契約を締結していた。 (宮古病院)

[財 産]

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

ア 職員が私用で使うため、現金110円と、同額の切手（80円切手1枚、10円切手3枚）を交換していた。 (宮古病院)

イ 津堅診療所においては、中部病院から切手の送付を受け使用しているが、切手受払簿が作成されていなかった。 (中部病院)

(2) その他事務が適正でなかったもの

設備等の固定資産を撤去する際は、貸借対照表の固定資産から除却する必要があるが、過年度に撤去済みの空調設備等（11,358,643円）について、除却処理されていなかった。 (精和病院)

【教育庁】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 現金の取扱いが適正でなかったもの

ア 納入義務者から現金を直接収納したときは、原則として領収証を交付する必要があるが、会計管理者が省略を認めていない生産物の売払いに当たって、領収証が交付されていなかった。 (宮古総合実業高等学校)

イ 出納員以外の職員が現金の保管を行っていた。

(美咲特別支援学校)

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、母の収入の確認が不十分だったため、扶養手当と期末手当の合計で149,339円の過払いとなっていた。
(国頭教育事務所)

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず、配偶者の所得の確認が不十分だったため、扶養手当と期末手当の合計で176,800円の過払いとなっていた。
(那覇教育事務所)

ウ 平成23年度の扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり支給要件を欠いたことが判明した時点で、扶養手当の過払い分は返納されていたが、期末手当の過払い分については返納手続がなされておらず、平成24年度において33,800円の過払いとなっていた。
(北谷高等学校)

エ 通勤手当の支給に当たって、通勤方法の変更の届出により、支給額が変更となつたが、誤った処理を行ったため、41,070円の過払いとなっていた。

(那覇教育事務所)

オ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、沖縄盲学校で45,585円、中頭教育事務所で103,896円、那覇高等学校で123,943円の過払いとなっていた。
(沖縄盲学校、中頭教育事務所、那覇高等学校)

(2) 支出負担行為がなされていなかったもの

備品等の購入及び修繕料の支出について、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後に行っていた。

(宜野湾高等学校、那覇工業高等学校、鏡が丘特別支援学校)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア スクールバス管理運行業務委託に係る指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がないことにより随意契約をする場合は、予定価格を変更できないにもかかわらず、予定価格(22,969,800円)を上回る金額(22,999,968円)で契約していた。
(美咲特別支援学校)

イ 舎食調理業務等委託契約に係る入札において、再度の入札に付して落札者がいないことにより随意契約をする場合は、見積書を徴する必要があるが、徴していないかった。
(八重山農林高等学校)

【財産】

(1) 許可事務が適切でなかったもの

学校施設を第二種電気工事士一般講習の会場として提供していたが、学校施設の目的外使用許可に係る手続がとられていなかった。 (八重山商工高等学校)

2 事務に関する事項

(1) 個人情報の管理が適正でなかったもの

臨時的任用職員の募集において、申込書の提出場所を、執務室内の職員から直接見ることができない廊下に設置していた。 (那覇教育事務所)

(2) その他事務が適正でなかったもの

小型実習船による実習を行う場合の、122件の旅行命令簿が作成されていなかった。 (沖縄水産高等学校)

【警察本部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
放置駐車車両違反金	51,275,000円	23.9%	△21.2% (交通指導課)

【支 出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 管理職手当の支給に当たって、月の初日から末日までの期間に1日も勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、68,100円の過払いとなっていた。 (警備第二課)

イ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母を扶養親族として認定する場合は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、父母と同居している職員の弟妹の収入確認をしなかったため、扶養手当、期末手当、特地勤務手当の合計で249,551円の過払いとなっていた。

(宮古島警察署)

ウ 通勤手当の支給に当たって、認定額の算定を誤ったため、61,154円の不足払いとなっていた。 (刑事企画課)

エ 単身赴任手当の支給に当たって、給与システムでの処理を誤ったため、41,000円の過払いとなっていた。 (警察学校)

【選挙管理委員会事務局】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 支出負担行為がなされていなかったもの

消耗品等の購入に当たって、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要
があるが、納品後に行っていた。

(選挙管理委員会事務局)

<工事に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成24年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部5機関、農林水産部5機関
- (3) 監査対象工事

平成24年度に竣工した工事で、当初請負額5,000万円以上の工事から、36件を抽出し監査対象とした。請負額が変更増となったもの、工期が延長されたもの、契約変更回数が多いものを優先的に選定した。

2 監査期間

平成25年4月22日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は工事の施工が法令等に準拠しているか、また経済性、効率性、有効性、安全性などの観点から適正に行われているかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

監査の実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画、設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事名
北部土木事務所	平成25年6月18日 ～6月20日	瀬底大橋橋梁耐震補強工事（H23-1） 平良海岸（伊是名地区）整備工事（H23） 西屋部川改修工事（西屋部橋・H23） 名護運天港線道路改良工事（H23-1工区） 本部港（塩川地区）泊地（-5.5m）浚渫工事（H24-1）

監査実施機関	監査実施期日	工事名
中部土木事務所	平成25年 6月25日 ～ 6月27日	具志川環状線道路改良工事 (H23-2) 3・2・6号胡屋泡瀬線街路改良工事 (H23-2) 伊祖橋補修工事 中城公園整備工事 (H23-1) H24中城湾港（泡瀬地区）突堤（西）整備工事
南部土木事務所	平成25年 7月30日 ～ 8月 1日	奥武山米須線橋梁整備工事 (P1) 玉城那覇自転車道線整備工事 (H23-1工区) 中城湾港（与那原地区）海岸護岸工事 (8工区) 奥武山公園整備工事 (H23-1) 安里川河川改修工事 (H23-1)
宮古土木事務所	平成25年 7月 2日 ～ 7月 3日	伊良部大橋橋梁整備第5期工事（主航路部上部工 その1） 国道390号特殊改良工事 (H23-2工区) 国道390号電線共同溝工事 (H23-1工区)
八重山土木事務所	平成25年 7月 9日 ～ 7月10日	石垣港伊原間線野呂水橋（仮称）橋梁整備工事 (上部工) 開南橋・武那田原大橋橋梁補修工事 (H24-1) H23新石垣空港誘導路新設工事 (2工区)
北部農林水産振興 センター	平成25年 8月13日 ～ 8月14日	宜野座村第4地区土砂流出防止対策工事 瀬嵩地区ため池改修工事 辺土名地区海岸整備工事 (その1)
中部農林土木事務所	平成25年 8月15日 ～ 8月16日	読谷中部地区パイプライン工事 (1工区) 読谷中部地区ほ場整備工事 (3工区) 中城村北浜海岸護岸工事
南部農林土木事務所	平成25年 8月 8日 ～ 8月 9日	渡名喜漁港-5.0m岸壁改良工事 (23-1) 喜屋武第3地区ほ場整備工事 大城地区ため池改修工事
宮古農林水産振興 センター	平成25年 7月 4日 ～ 7月 5日	洲鎌地区ほ場整備工事 (2工区) 佐良浜漁港浮桟橋工事 (国債) 松原南地区ほ場整備工事 (2工区)
八重山農林水産振興 センター	平成25年 8月 6日 ～ 8月 7日	新川第2地区耕土流出防止対策工事 石垣市第5・第6地区耕土流出防止対策工事 波照間第4地区耕土流出防止対策工事 (第1工 区)

注：八重山土木事務所には旧新石垣空港建設事務所分を含む。

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、10機関36工事を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、現地確認を行った。

その結果、各機関の工事については、おおむね適正に執行されていると認められたが、次の項目について、改善を要するものがあった。

今後とも、法令等の遵守を徹底するとともに、適正な工事の執行に努められ、特に次の点に留意して改善に取り組んでいただきたい。

1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要素を定める図書であり重要なものである。

その中で、必要書類の添付がないもの、必要事項の記載漏れ、条件明示の不足など、多くの改善を要する事項が見受けられた。

工事発注前に記載内容の確認を徹底していただきたい。

また、共通仕様書と重複している項目があるので、内容の整理を検討していただきたい。
(農林水産部、土木建築部 共通事項)

2 施工計画書について

施工計画書は、請負業者が工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等について、県に提出するものである。

その中で、段階確認の計画が示されていないもの、また、注意報発令、警報発令時における作業の中止基準や対応策が示されていないものがあった。

施工計画書は、工事の施工・施工管理の最も基本となるものであることから、安全管理について具体的に記載を求めるなど、内容を充実させるよう請負業者の指導を徹底していただきたい。
(農林水産部、土木建築部 共通事項)

3 設計変更について

今回の監査対象工事は、全般に設計変更が多く、工事費の増額及び工期延期が常態化していた。工事費の増や、工期延期に至る原因是、事前の調査不足、設計図書の照査不足、施工計画時における協議不足等が考えられる。

工事費が増大しない方法を検討するとともに、工期延長を常態化させないよう、工期遵守の徹底に努めていただきたい。
(農林水産部、土木建築部 共通事項)

4 設計変更手続が適正でなかったもの

農林水産部における契約金額の変更については、工事設計図書等作成要領（平成14年度版）の中の「設計変更に伴う契約変更の取扱要領」により、当初請負金額の20パーセント又は2,000万円を超える場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受けることとなっている。

漁港工事において、当初請負金額に比べ、2,996万8,050円、23パーセントの増となつているものがあった。当該工事の契約変更における支出負担行為等の契約事務については、適正に行われていたが、取扱要領に基づく契約変更の承認手続がなされていなかった。

今後は、取扱要領に基づき、適正に手続を行っていただきたい。

(宮古農林水産振興センター)

5 工事監理に改善を要するもの

ほ場整備工事において、工事金額が大幅に増加したものがあった。予定していた客土が使用不可となるとともに、別途に手配した客土単価の増加と数量の増加が発生したことがこの原因である。

今後は、事前の調査を徹底していただきたい。

(南部農林土木事務所)

6 安全管理に改善を必要とするもの

道路改良工事において、推進工部立杭施工時の昇降設備に脚立を使用している箇所があった。1.5メートル以上高さがある場合は、移動梯子等、労働安全衛生規則第526条、同527条で定められている構造のものとする必要がある。

今後は、請負業者の指導を徹底していただきたい。

(中部土木事務所)

7 施設の改修が必要なもの

道路改修工事の現場確認を行ったところ、電柱設置部の舗装面が沈下し、補修が必要となっている箇所があった。

また、歩道と民有地の間に落差があるため防護柵を設置しているが、1メートル程度歩道防護柵がなく延長を検討する必要がある箇所があった。

補修及び防護柵の延長について、適切に対応していただきたい。

(宮古土木事務所)